

◇文化財等の解説

美唄市にある文化財等

- ・有形文化財 10 件（道指定 1 件、市指定 9 件）
 - ・無形文化財 0 件
 - ・民俗文化財 2 件（市指定無形 2 件）
 - ・記念物 2 件（国指定天然記念物 1 件、市指定天然記念物 1 件）
 - ・文化的景観 0 件
 - ・伝統的建造物群 0 件
- 計 14 件（国 1 件、道 1 件、市 12 件）

国		天然記念物 マガン（その他複数の鳥類）
道		有形文化財 美唄屯田兵屋（市第 1 号 欠番）
市	2	無形民俗文化財 峰延獅子舞
	3	天然記念物 光珠内いん石
	4	有形文化財 4110 形式十輪連結タンク機関車 2 号
	5	有形文化財 美唄屯田騎兵隊火薬庫
	6	有形文化財 旧桜井家住宅
	7	無形民俗文化財 峰延東傘踊り
	8	有形文化財 友情人形（青い目の人形）
	9	有形文化財 楠木正成絵馬
	10	有形文化財 大山祇神絵馬
	11	有形文化財 旧栄小学校校舎
	12	有形文化財 旧栄小学校体育館
	13	有形文化財 人民裁判事件記録画

○（国）天然記念物 マガン



○（道）有形文化財 美唄屯田兵屋



○（市）無形民俗文化財 峰延獅子舞



○（市）天然記念物 光珠内いん石



○（市）有形文化財 4110 形式十輪連結タンク機関車 2 号



○（市）有形文化財 美唄屯田騎兵隊火薬庫



○（市）有形文化財 旧桜井家住宅



○（市）無形民俗文化財 峰延東傘踊り



○（市）有形文化財 友情人形（青い目の人形）



○（市）有形文化財 楠木正成絵馬



○（市）有形文化財 大山祇神絵馬



○（市）有形文化財 旧栄小学校校舎



○（市）有形文化財 旧栄小学校体育館



○（市）有形文化財 人民裁判事件記録画



1 国指定天然記念物：マガン

・昭和 46 年(1971 年)指定

種として国の「天然記念物」に指定されている。日本では、狩猟により激減し、環境省によるレッドデータリスト（絶滅のおそれがある動植物のリスト）では、「準絶滅危惧－存続基盤が脆弱な種」に分類。文化財保護法に規定する「文化財」6 種のうち「記念物」の 1 種。



毎年春（4 月中旬～5 月上旬）、繁殖地の極東ロシアに向かうマガン最大約 8 万羽以上が宮島沼に飛来し、秋（9 月下旬～10 月中旬）には、宮城県伊豆沼を中心とする越冬地へ南下の途中で、中継地として羽を休める。

体長約 75cm、翼開長約 150cm、体重約 3kg で、基本的につがいを中心とした家族数羽が一緒に行動する。

宮島沼では、日の出前に沼を飛び立ち、日中水田などで落ち穂を食べ、日の入り後にねぐらとして飛来する。

数万羽が一斉に飛び立つ様子や、V 字に列をなして飛ぶ様子が、野生動物の迫力があるなどとして、観光客の人気を博している。

また、ねぐら立ちの際の羽ばたきが重なる地響きのような轟音や、沼に降りたつ時の風切り音、急旋回するときの羽の振動音など、羽ばたきの音が聞こえるのもマガンの群れの特徴と言える。

平成 14 年(2002 年)11 月、日本最大・最北のマガンの寄留・中継地としても知られる宮島沼は、水鳥の生息地などとして国際的に重要な湿地で、生息・生育する動植物の保全促進を目的とする「ラムサール条約」の登録湿地となった。平成 19 年(2007 年)3 月、環境省により「宮島沼水鳥・湿地センター」が設置され、美唄市が運営している。

宮島沼の名は、明治 30 年(1897 年)に開かれた「宮嶋農場」に由来する。

マガン以外の鳥類では、ごく稀に特別天然記念物のタンチョウが宮島沼周辺にごく稀に飛来するほか、天然記念物として、オジロワシ、ヒシクイ（主にオオヒシクイ）、カリガネ、コクガンが宮島沼などに飛来するほか、クマゲラは、美唄の東側地域などで生息している。

2 北海道指定有形文化財：美唄屯田兵屋

- ・昭和 45 年(1970 年)12 月 22 日市指定
- ・昭和 47 年(1972 年)2 月 17 日道指定
- ・所有者:美唄市
- ・所在地：美唄市大通西 1 条北 2 丁目 2－1



昭和 45 年(1972 年)美唄市指定文化財第 1 号に指定された後、昭和 47 年(1974 年)、北海道有形文化財に指定（以降、市指定有形文化財第 1 号は欠番となっている）。

沼貝村の屯田兵は、明治 24(1891)年～27(1894)年、合計 400 戸の兵員と家族が入植。1 戸当たり 1 万 5,000 坪（5 ヘクタール）の給与地のうち、間口 10 間（18 メートル）奥行 15 間（27 メートル）、150 坪（495 平方メートル）が住宅地に指定され、国道や主要道路に面して同じ規格の住宅（兵屋）が各自に給与された。

兵屋の形式は、明治 16(1883)年以降に用いられた陸軍省標準型と呼ばれる型で、騎兵隊 160 戸には各戸に、砲兵隊 120 戸には 4 戸に 1 戸の割で厩舎（きゅうしゃ）が付設された。

母屋は、切り妻造り手割り桎葺き、間口 5 間（9.05 メートル）に奥行 3 間半（6.37 メートル）、広さ 17.5 坪（57.75 平方メートル）。便所は、明治 24 年型は半内便所で裏口を出て右手に付設したが、25 年と 27 年は内便所、26 年のものは外便所で裏口を出た近くに独立設置されるなどの違いがあった。

「美唄屯田兵屋」は、昭和 44(1969)年 8 月、美唄騎兵村 93 番兵屋（明治 26 年型）を入植者（長谷川金五郎）の孫にあたる藤本洋子より、厩舎部分は一心町（明治 27 年入植地）の森幸雄から譲り受け、昭和 45(1970)年に解体して美唄市西 4 条南 1 丁目に移転し、便所部分のみ明治 24 年型として復元したもの。

平成 2 (1990)年 8 月 27 日、屯田兵騎兵村第 7 番の地にあった「旧桜井家住宅」敷地に再度移設。なお屋根については、建築基準法の定めにより亜鉛メッキ鉄板葺きとなっている。

・国及び道指定の屯田兵関係史跡・有形文化財（建物等）

- 国指定史跡「琴似屯田兵村兵屋跡」（札幌市）明治 7 (1874)年建築の兵屋、畑及び土地
- 道指定有形文化財「琴似屯田兵屋」（札幌市）琴似神社境内に移設・復元された兵屋
- 道指定有形文化財「太田屯田兵屋」（厚岸町）
- 道指定有形文化財「野幌屯田兵第二中隊本部」（江別市）
- 道指定有形文化財「和田屯田兵村の被服庫」（根室市）

3 美唄市指定文化財

第2号 「峰延獅子舞」(無形民俗文化財)

- ・昭和46(1971)年3月3日指定
- ・保持団体：峰延獅子舞保存会
(美唄市峰延町峰樺2区)



「峰延獅子舞」は、明治30(1897)年に富山県東礪波郡高瀬村字森清(現在南砺市)から樺戸道路(現在の峰延町峰樺)に移住した宮浦喜太郎が、明治33(1900)年に自費で獅子舞の道具一式を郷里から取り寄せ、部落の若者たちに教えたのがはじまり。

富山県に数多く伝わる獅子舞のうち、むかで獅子の砺波型に属し「森清獅子舞」を源流とする。太刀・なぎなた・鎌など武器をもって獅子と戦う舞で「獅子を狩る舞」とも言われている。笛や太鼓の演奏に合わせ、獅子(頭1人・胴3人・尾1人)と獅子取が、対峙するように舞う。獅子頭役や獅子取役は激しい動きのため、交代要員も必要。

現在は、舞手が少ないため、大人が獅子役を、子どもが獅子取役を担っている。

明治40(1907)年に宮浦が転出後も、後継者となった青年たちを地域ぐるみで支援し、長年にわたり保存・継承がはかられ、昭和46(1971)年1月、峰延獅子舞保存会を結成。美唄市文化財指定後の昭和48(1973)年4月、後援会結成。平成14(2002)年、保存会は北海道文化財保護功労賞を受賞した。

平成27(2015)年、10年以上休止状態であった保存会を、市の「峰延獅子舞復活プロジェクト」により活動を再開。獅子頭など用具や衣装一式を新調した。

平成28年8月、新しい獅子頭などの御霊入れの儀式を、空知神社で行い、直後のびばい歌舞裸まつりでお披露目をした。また、同月のみねのぶ祭りにて、新旧の獅子が揃い踏みし、同時に舞を披露した。

平成29(2017)年11月、同保存会に参加する高校生以下の子どもたち7名が、美唄市優良青少年表彰を受賞している。

第3号 「光珠内いん石」(天然記念物)

- ・昭和 51(1976)年 6 月 5 日指定
- ・所有者：(個人所有)
- ・所在地：美唄市西 2 条南 1 丁目 2 - 1
美唄市郷土史料館



大正 14(1925)年 9 月 4 日午後 4 時過ぎ、沼貝村(現在美唄市)字光珠内 350 番地、北緯 43 度 17 分、東経 141 度 51 分の田中勝所有の畑地に落下した隕石。落下当時の重量は 363 グラム(隕石リストによる。他の文献では 356 グラムとの表記もある)。

「光珠内いん石」は道内で唯一、国立科学博物館「隕石リスト」27 番に「沼貝 Numakai」の名で登録されている。命名は通常、落下・発見時の集配郵便局名が世界の慣行となっている。

この隕石は、火星と木星の間の小惑星帯から地球に落下したといわれ、始原的な球粒隕石の一種で、カンラン岩を主成分とし、磁硫鉄鉱やニッケルなどの金属も含まれている。研究のため削り取られ、現在の重量は 281.35 グラム(H26 測定)。

国内で認定されている隕石は、鉄隕石などを含めて 52 個(平成 30 年現在)。最古のものは平安時代の貞観 3(861)年、福岡県の神社境内に落下した直方隕石(世界最古)。

第4号 「4110 形式十輪連結 タンク機関車 2号」(有形文化財)



- ・昭和 51(1976)年 6 月 5 日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄市東明 5 条 2 丁目

・この機関車は、大正 8(1919)年 11 月、美唄鉄道の注文で三菱造船株式会社神戸造船所が製造したもので、当時の価格は 22 万 1,609 円（現在の価値に換算すると 3 億円とも）。原形は大正元(1912)年に国鉄がドイツから輸入した 4100 型で、急勾配の路線に対応できる機関車として特別に製造され、昭和 47(1972)年 5 月の廃車まで半世紀にわたり活躍した。

- ・動輪が 5 軸 10 輪あり、「E 型」に分類される。
- ・全長は 11.607m、幅は 2.669m、高さは 3.810m、重量は 52.22 t。車体最後部、運転室の後ろ側に 2.12 t の石炭を積載できる石炭庫がある。
- ・1 軸目と 5 軸目の軸が、左右にずれる「ゲルスドルフ式構造」を持つ。
- ・4110 形には、3 軸目の動輪にフランジ（脱輪防止の“ふち”のようなもの）が無いのが一般的だが、この 2 号の 3 軸目には、フランジが付いている。おそらく美唄鉄道の線路では、脱輪せずにカーブを回れたため、レールとの接触を増やすために付け替えられたものと思われる。
- ・製造元の三菱重工神戸造船所では、「三菱 1 号機」と呼ばれ、川崎重工で大正 4(1914)年から 39 両、汽車会社で台湾向けに 6 両製造された後、需要の増大に合わせ三菱でも機関車を製造することとなり、1 号機は同じ三菱合資会社の美唄炭鉱向けに製造したものと思われ、1920 年までに 2 両（2、3 号：製造番号 1、2）、1926 年に 1 両（4 号：製造番号 10）を納入している。（最終的に 4110 形は、53 両製造）
- ・国内で唯一見学可能な 4110 形となっている。
- ・旧美唄鉄道東明駅構内に、5 月から 10 月まで野外展示している。

・美唄鉄道は、大正 3(1914)年 11 月 5 日、石狩石炭株式会社により美唄軽便鉄道（地方鉄道）が開業し、翌 4 年 10 月三菱合資会社を買収して美唄鉄道株式会社が発足。以後昭和 47(1972)年まで、石炭輸送と東美唄町方面 3 万人を超える住民の足として大きな役割を果たした。

・旧東明駅は、昭和 23(1948)年 1 月 10 日に開業。駅舎は昭和 25 年 9 月 10 日に竣工した、美唄鉄道で最後に建てられた駅舎。三井鉱業所で建設したと思われる。

・第二次世界大戦後、急増する周辺地域の住民の足として、駅が開かれ、バスの停留所もあった。

・美唄鉄道廃止により常盤台・美唄炭山・我路・盤の沢の各駅舎は廃棄され、昭和47(1972)年6月16日、唯一残された東明駅舎が美唄鉄道関係資料とともに三菱鉱業株式会社から市に寄贈。木造平屋建て、面積は168.3平方メートル。翌48年7月10日、国鉄南美唄線廃止により、南美唄駅関係資料5点が市に寄贈され旧東明駅内に収蔵したが、昭和56(1981)年6月1日の市郷土史料館開設により、鉄道関係資料の大部分は史料館に移動。旧東明駅構内にはプラットフォームの一部も残り、外観保存している。

・平成18(2006)年に東明駅保存会が発足し、駅舎の修繕や草刈りなど、環境保全の活動を続けており、同会は平成29(2017)年2月に、空知しんきん産業文化振興基金より「ふるさとづくり貢献賞」を受賞している。

なお、東明駅舎と2号機関車は、令和元年5月20日に、日本遺産「奔放国策を北海道に見よ！～北の産業革命炭鉄港」の構成文化財に認定されている。

第5号 「美唄屯田騎兵隊火薬庫」 (有形文化財)

- ・昭和 58(1983)年 3 月 2 日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄市大通西 1 条北 2 丁目 2－1



・明治 24(1891)年に開設した屯田騎兵隊本部敷地正面には中隊本部がおかれ、本部と内馬場を囲む形で、医務室・各種倉庫・蹄鉄工場・営倉・馬つなぎ場などが配置され、隣接して隊付幹部らの宿舎が並んでいた。騎兵隊本部跡地は、現在の空知神社境内の一部になっている。

・火薬庫の造りは、間口 2 間 (3.64 メートル) に奥行 1 間半 (2.73 メートル)、3 坪(約 9.94 平方メートル) の切り妻造り、屋根は亜鉛波型鉄板張り、外壁は横下見板張り。内壁は現在亜鉛メッキ鉄板が施されているが、もとは横板張りのままだった。入口には堅ろうな二重の引き戸が用いられ、裏側ガラス窓には鉄格子が施されている。また当時、屋根には避雷針があった。

・この火薬庫は、明治 34(1901)年の騎兵隊解散とともに屯田兵公有財産に組み込まれたのち民間に払い下げられ、長年、個人住宅の物置などに使用され、昭和 57(1982)年 12 月 29 日、進徳町一区の橋本弘から市に寄贈された。市有形文化財として指定後の昭和 59(1984)年 8 月 21 日、美唄市西 4 条南 1 丁目に移設し、平成 2(1990)年 8 月 27 日、「美唄屯田兵屋」とともに屯田兵騎兵村第 7 番の「旧桜井家住宅」敷地内に移設した。屯田兵本部の火薬庫が残っている事例は他にはない。

第6号 「旧桜井家住宅」(有形文化財)

- ・平成4(1992)年5月27日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄大通西1条北2丁目2-1



・明治24(1891)年に兵庫県から屯田騎兵隊給与地第7番に入植した桜井良三と子息の省吾が、給与宅地の一角に建築し、長年にわたり居住していた住宅。昭和58(1983)年11月25日、省吾の妻・恭より敷地、調度品・書画・文書類とともに美唄市に寄贈された。敷地は国道12号に面して間口54.54メートル、奥行99メートル、面積5,397平方メートル。

・住宅は、台所を含む一部2階建ての母屋、四間取り部分、離れ座敷の3つの部分からなり、床面積は1階部分369.7平方メートル(約112坪)、2階部分46.27平方メートル(約14坪)で合計415.97平方メートル(約126坪)。建築年代や特徴はおおむね次のとおり。

・母屋

入植時の屯田兵屋の位置に建てられ、建築は昭和8(1933)年6月23日、施行主は省吾、棟梁は札幌市の犬塚宗次郎。一部2階建て切り妻造り平入り。2階正面には出窓を配し、ガラスの棧割りや内部意匠に洋風の技術を取り入れている。台所部分は、裏口に続く土間を囲む形で板敷きの間、板敷きの小部屋、掘り井戸やかまどをもつ広土間、浴室、石炭庫などからなり、広土間には昭和初期の和風の台所の様式を残す。

・四間取り

明治34(1901)年頃、旧屯田兵屋の改造に合わせ、母屋から続く居室、座敷、仏間などとして増築され、屋根は寄せ棟造り藁葺きだったと推定される。大正7(1918)年に一部改装。昭和8(1933)年頃に入母屋造り亜鉛メッキ鉄板葺きに改造された。ふすま仕切の内部の間取りと造りは典型的な他府県様式で、四間の東西に通路を兼ねた縁側を配する一方、縁境には障子、縁側との仕切りにガラス戸が用いられる。東側の8畳間は後に天井および床に改造が施されている。

・離れ座敷

大正7(1918)年6月4日の建築で、施行主は良三、棟梁は沼貝村の管野忠右衛門。屋根は入り母屋造り、亜鉛メッキ鉄板葺き。外観は本格的和風建築の意匠が施され、外壁に黒と白のしっくいを使ってコントラストをつけているほか、妻飾りや戸袋ほかに様々な工夫がこらされている。内部は、床・付書院などをもつ大広間、押し入れ付きの控えの間(合の間)、床と切り炉を施したくつろぎの間の3室からなり、各部屋は襖と薄板すかしの欄間で仕切り、周囲に縁を巡らし縁境は障子と櫛形欄間で仕切られるなど、細部にわたって和風の意匠・技術が施されている。一方、小屋組には洋風建築のトラス構造が用いられ、北海道の建築史の上で特異な例として、また和風建築に洋風建築技術を取り入れようとし

た大正期の貴重な建築物の一例としても評価されている。

- ・良三は、明治 34(1901)年屯田兵各隊解散後、本格的な農場経営と多くの公職を歴任、第 2 代・第 3 代美唄町長として自治行政も担当。省吾もまた、農場経営の一方、第 2 次大戦後に第 7 代美唄町長、初代・2 代・3 代美唄市長を歴任し、商工経済団体などの指導・育成にもあたった。文書資料には、この間の公私文書のほか家族のものを含め 3,053 点があり、仮分類して母屋 2 階に収蔵している。

- ・外観および内部造作は現状保存を主体とし、家具調度品や書画類を適宜陳列配置。台所・物置には市郷土史料館の生活資料の一部を収蔵を兼ねて陳列。離れ座敷は昭和 61(1986)年 9 月 1 日から市公民館分館として利用可能。

- ・住宅背後の敷地内には、平成 2 (1990)年 8 月 27 日、北海道指定・美唄市指定有形文化財「美唄屯田兵屋」と美唄市指定の「美唄屯田騎兵隊火薬庫」を移設。

第7号 「峰延東傘踊り」(無形民俗文化財)

- ・平成12(2000)年9月21日指定
- ・保持団体：峰延東傘踊り保存会
(美唄市峰延町公園)



- ・「峰延東傘踊り」は、大正7(1918)年頃、鳥取県出身の杉本新太郎が、自分が故郷で習った「傘踊り」を峰延原野(現在峰延町東)の若い仲間たちに教え、一緒に踊ったのがはじまり。10年頃から仲間10人ほどで、初盆の家を回って踊りを披露するようになった。
- ・踊り手は6人、8人、10人など偶数で、道具として沢山の鈴を取りつけた華やかな長柄の番傘を使い、揃いの浴衣に手甲脚半、白鉢巻に白たすきの衣装で、唄に合わせて傘を回転させながら振り回して踊る。傘の振りを統一し、長柄の傘を開き気合とともに斬り込みながら踊るのが基本。剣舞の振りを入れた勇壮な動きの激しい踊りで、鳥取県民俗無形文化財「因幡の傘踊り」が源流。
- ・その後、盛衰を繰り返しながら少数の女性たちにより踊り継がれていたが、平成2(1990)年10月、美唄で行われた「北の文化会議'90」で地元の女性たちにより公開された。それを機に峰延東傘踊り保存会と後援会が結成され、本格的な保存・伝承と普及活動によって、平成11(1999)年、北海道文化財保護功労賞を受賞し、翌12年、市の無形文化財に指定。
- ・平成29(2017)年8月、鳥取市主催の「第20回因幡の傘踊り」に保存会6名で参加し、女性主体の踊り手が珍しいとして注目された。

第8号 「友情人形（青い目の人形）」（有形文化財）

- ・平成30年2月27日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄市西2条南1丁目2-1 美唄市郷土史料館

・友情人形「エレーン」は、昭和2年（1927）年に日米親善人形として沼貝尋常高等小学校に贈られたもので、他に美唄市には、我路尋常小学校へ「ロザリン」、沼東尋常高等小学校へ「カロール」、茶志内尋常高等小学校へ「ジェーン」、沼南尋常小学校へ「メリー」の4体が贈られた。

・当時のアメリカでは排日運動が起こるなど、日本に対する政治的緊張が高まりを見せ、日米関係は良好でなかった。

・そうした状況の中、宣教師として日本滞在が長かった親日家のシドニー・ルイス・ギューリック氏の提唱により、親善活動の一環として全米から集められた12,739体の人形が日本に贈られた。

・友情の印であった人形は、戦争という長い不幸な時代の中、昭和18（1943）年に出された「敵国物」打ち壊し命令によりほとんどが処分されたが、「エレーン」は当時の学校関係者により保管され、昭和48年に美唄市へ寄贈された。

・現在、全国各地に300体以上の人形が残されている。

・「エレーン」はコンポジション・ドール（おがくずと粘土などを混ぜ合わせたものを型抜きして作られたもの）で全長38センチ、重量830グラム、寝かせると目を閉じ、起こすと目を開きました。また、音声装置が組み込まれており、本来「ママー」と発声したとされる。背中には「GENUINE MADAM HENDREN DOLL216 MADE IN USA」と製造元の刻印がある。

・平成元（1989）年には、エレーンを含む92体の人形がアメリカに里帰りし、ワシントン、ボストン、ロサンゼルス、サンフランシスコで展示され、大歓迎を受けた。

・服は、平成30年に着せ替えし、白と花柄の2種類がある。



第9号 「楠木正成絵馬」(有形文化財)

- ・令和4年(2022年)6月28日指定
- ・所有者:美唄市
- ・所在地:美唄市東美唄町 三菱美唄記念館 所蔵

この絵馬は、大正12年(1923年)5月11日に、飯場の親方を含む68名の有志と、世話人13名、神主、願主3名の連名により制作され、旭台の山神社に奉納された絵馬であります。



大きさは、額縁を含め、縦136cm、横168cmです。

郷土史料館の説明パネルによると、「三菱美唄炭の主力炭鉱であった堅坑の完成を記念して」とあります。

閉山まで三菱美唄炭鉱の中心として稼働していた堅坑は、大正12年(1923年)1月22日に入気(下風)が着炭(地下の石炭層に到達)し、3月6日に排気(上風)が着炭しています。

堅坑の着炭の日と、絵馬の奉納の日との関連から、堅坑の完成を契機に制作されたと思われます。

絵柄は、楠木正成(くすのきまさしげ)が、自らの死を予測して、息子である正行(まさつら)に今生の別れを告げる「桜井の別れ」の場面を描いたものと言われています。

楠木正成は、南北朝時代に南朝の後醍醐天皇に仕えた武将で、「七生報国」「忠君愛国」「滅私奉公」の象徴とされ、組織だって大人数で仕事する鉱山地域では、シンボルのように扱われていたと考えられています。

この絵を選んだ背景は、大正後期の石炭産業の不振が続いた時期にあり、寄贈者が、石炭産業の振興により景気回復し、自身の職の安定することを願ったものであると思われます。

寄贈者の中には、朝鮮半島出身者と思われる6名の名が連名で記されており、日本人作業員と一緒に採炭に従事していた様子が窺えます。

この絵馬をとおして、大正期の日本人以外の鉱員が居たことや、協働で炭鉱作業に従事していたこと、飯場の坑夫たちの石炭産業振興の考えなど、一つの絵馬から、当時の様子を窺い知ることが出来るため、美唄の郷土史にとって、非常に貴重なものであると考えられます。

第 10 号 「大山祇神絵馬」(有形文化財)

- ・令和 4 年（2022 年）6 月 28 日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄市西 2 条南 1 丁目 2-1 美唄市郷土史料館 所蔵

この絵馬は、昭和 19 年（1944 年）8 月 6 日に、東京提灯商組合より勤労報国隊（25 名）として三菱美唄炭鉱に派遣されたうちの一人である、今井鉄蔵氏によって描かれ、三菱美唄炭鉱地区の山神社に奉納された絵馬です。

大きさは、縦 86cm、横 56cm です。

昭和 19 年（1944 年）6 月、今井氏は 25 人の仲間の一人として、三菱美唄炭鉱に着任し、唯一絵が描けるため、坑内に入らず、事務所で作業員向けの安全対策の説明画などを描いていました。

直前の報国隊で坑内事故に遭った者がいたが、今井氏の仲間たちは、怪我はあるものの全員任期を終え、無事に帰郷できるようになったため、感謝の意味を込めて、絵馬を制作し、地域の山神社に奉納したものです。

額の制作費は、10 円（※現在の金額に換算すると約 46,800 円）でした。

最初は、今井氏が一人で奉納することを考えていたが、同じ寮の同室仲間が名も連ねることとなり、世話になった寮長（総和寮長の伊東佐一）や事務員 3 名、当時の二坑所長（牧源次郎）も含め、12 名の連名となりました。

その後、三菱美唄炭鉱は閉山となりましたが、現在は、美唄市が所有し、美唄市郷土史料館に収蔵されています。

絵柄は、今井氏が「お芝居に出てくる山神さま」を描いたと語っており、歌舞伎の『紅葉狩』に登場する、山神「大山祇神（オオヤマツミノカミ）」を題材にしたものです。

この絵馬の制作や奉納の背景からは、当時の炭鉱で働く人たちが、仲間全員で生きて仕事を全うしたという、今井氏や仲間たちの安堵や達成感などが感じられ、戦時中の炭鉱で働く勤労報国隊の様子などを知ることができるため、当時の美唄の歴史を伝えることができる非常に貴重な絵馬です。



第 11 号 「旧栄小学校校舎」(有形文化財)

- ・令和 4 年（2022 年）6 月 28 日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄市落合町栄町

現 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄



この建物は、昭和 24 年（1949 年）5 月に「美唄市立盤の沢小学校」の校舎として、三菱美唄鉱業所が建設した建物で、昭和 25 年（1950 年）7 月に「美唄市立栄小学校」に改称されました。

昭和 34 年（1959 年）には、30 学級、1,250 人の児童を数えましたが、昭和 37 年ごろから、周辺炭鉱の合理化方針の影響で世帯数が減り、毎年児童数が減少していきました。

昭和 56 年（1981 年）4 月に近隣の東栄小学校に統合し、閉校となりました。

その後は、昭和 45 年（1970 年）より併設となった栄幼稚園が、一部校舎などを使い、体育館との中間部分は解体されました。

平成 4 年（1992 年）には、体育館を改修して「アルテピアッツァ美唄」として開館し、平成 10 年（1998 年）には、校舎にも改修を加え、その後、アルテピアッツァ美唄のギャラリーとして使用しています。

現在は、校舎 2 階部分を美術館として使用しており、旧幼稚園部分は、将来的な活用に向けて検討中です。

平成 13 年（2001 年）に北海道遺産「空知の炭鉱関連施設と生活文化」の一つになり、令和元年（2019 年）には、日本遺産「本邦国策を北海道に見よ！～北の産業革命「炭鉄港」」の構成文化財に認定されています。

この建物は、昭和 20 年代の 2 階建木造学校施設としては、他に比較できるものが無い市内唯一の建物です。

屋根や外壁の一部は、老朽化のため改修されていますが、柱や梁、内壁、廊下などは、建築当時の資材が多く残されています。

第二次世界大戦後、市の人口が増大し、炭鉱従事者が増えていく中で整備された校舎で、三菱と三井双方の従業員が混在した住宅街にあった建物として、地域の歴史を現在に伝える意味合いも強いものがあります。

第 12 号 「旧栄小学校体育館」(有形文化財)

- ・令和 4 年(2022 年)6 月 28 日指定
- ・所有者:美唄市
- ・所在地:美唄市落合町栄町

現 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄



この建物は、昭和 33 年 11 月に美唄市立栄小学校の屋内体育館として、美唄市が建設しました。

昭和 24 年に本校校舎を建築し、以降増築を繰り返しながら、30 学級、1,250 人の児童を数えましたが、昭和 37 年ごろから、周辺炭鉱の合理化方針の影響で世帯数が減り、毎年児童数が減少していきました。

昭和 56 年 4 月には、近隣の東栄小学校に統合し、閉校となりました。

その後は、幼稚園として使用していた校舎部分を残し、中間の校舎は解体され、残った体育館は、地域体育館として使用されてきましたが、次第に利用者もいなくなったため、昭和 63 年より、安田侃氏が倉庫兼アトリエとして使用しました。

平成 3 年には、屋根などの老朽化部分を改修し、玄関棟を増築して、平成 4 年に「アルテピアッツァ美唄」として開館しました。平成 5 年には、レクチャー棟を増築し、玄関棟と併せ、従来の体育館部分を補うように整備しました。

現在は、美術館となり、アートのスペースとして使用しています。

昭和 30 年代の屋内体育館としては、他に比較できるものが無く、市内唯一の建物です。

特に屋根内部のアーチ状の鉄骨は、『パラボラアーチ型トラス架構』といい、トラスを構成している斜材の座屈防止にリング型プレート材を使用する手法で、類似する施設が残っていないため詳細な確認は難しいものの、市内では、貴重な構造の建物と言えます。

また、体育館部の屋根内部や内壁、柱などは、建築当時の資材が多く残されています。

第二次世界大戦後、市の人口が増大し、炭鉱従事者が増えていく中で整備された校舎で、三菱と三井双方の従業員が混在した住宅街にあった建物として、地域の歴史を現在に伝える意味合いも強いものがあります。

第 13 号 「人民裁判事件記録画」(有形文化財)

- ・令和 5 年（2023 年）4 月 21 日指定
- ・所有者：美唄市
- ・所在地：美唄市（教育委員会収蔵室）非公開

・この絵画は、昭和 25 年（1950 年）4 月 25 日に、三菱美唄美術サークルの白田良夫氏、前田常男氏、鷺見哲彦氏、平山康勝氏、坪川光男氏の 5 人が共同で、昭和 21 年 2 月 17 日に起こった、いわゆる「人民裁判」の様子を描いた油絵（120 号 縦 130.3cm、横 193.9cm）であります。



・この絵画は、昭和 25 年（1950 年）7 月に東京都立美術館で開催された朝日新聞主催の「第 4 回全国職場美術展」に出品、同年 11 月の「第 4 回北海道炭鉱絵画展」にて北海道炭労賞・北海道知事賞・北海道鉱業連盟賞を受賞したほか、各地の展覧会でも公開された。その後、美唄炭礦労働組合が所有し、三菱美唄炭鉱の閉山後に全北海道労働組合協議会、北海道平和運動フォーラムに移管、平成 13 年 12 月に市へ寄贈され、現在に至ります。

・題材の人民裁判事件は、昭和 20 年（1945 年）12 月に始まった、三菱美唄炭鉱の賃金改定や出勤手当の存続などに関する労働争議で、労使交渉が難航し、年が明けても妥結せず、昭和 21 年 2 月 17 日の午後 6 時ごろから同年 2 月 19 日午前 6 時ごろまでの約 36 時間に及ぶ大衆交渉の末、会社側が要求をのみ、労働者側の勝利となっています。

同年 3 月 5 日に会社側が訴訟を起こし、労働者側の交渉を指導した 5 人が執行猶予付きの有罪判決を受けたことで、全国的に知られることとなります。

・第二次世界大戦の終戦直後の混乱期にあつて、美唄の炭鉱会社と労働組合との労使交渉の様子を描いた唯一の絵画で、描いた題材、時代背景、制作者が炭鉱地域の美術サークルであることなどを総合的に勘案し、美唄の歴史を伝えることができる非常に貴重な絵画です。